

高浜市 AI オンデマンドバス 運行業務プロポーザル 実施要領

令和6年2月

高浜市

企画・推進パートナー

AISIN

株式会社アイシン

第1 業務概要

1 目的

高浜市と株式会社アイシなが、令和6年10月から協働で実施するAIオンデマンドバスの運行事業実施にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な運行事業者を、価格のみではなく、安全管理能力及び業務改善能力など総合的に評価するプロポーザル方式により選定する。

本実施要領において、高浜市AIオンデマンドバス運行业務の契約候補者を選定するプロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 運行业務

(1) 業務名

高浜市AIオンデマンドバス運行业務

(2) 業務内容

別添「高浜市AIオンデマンドバス運行业務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

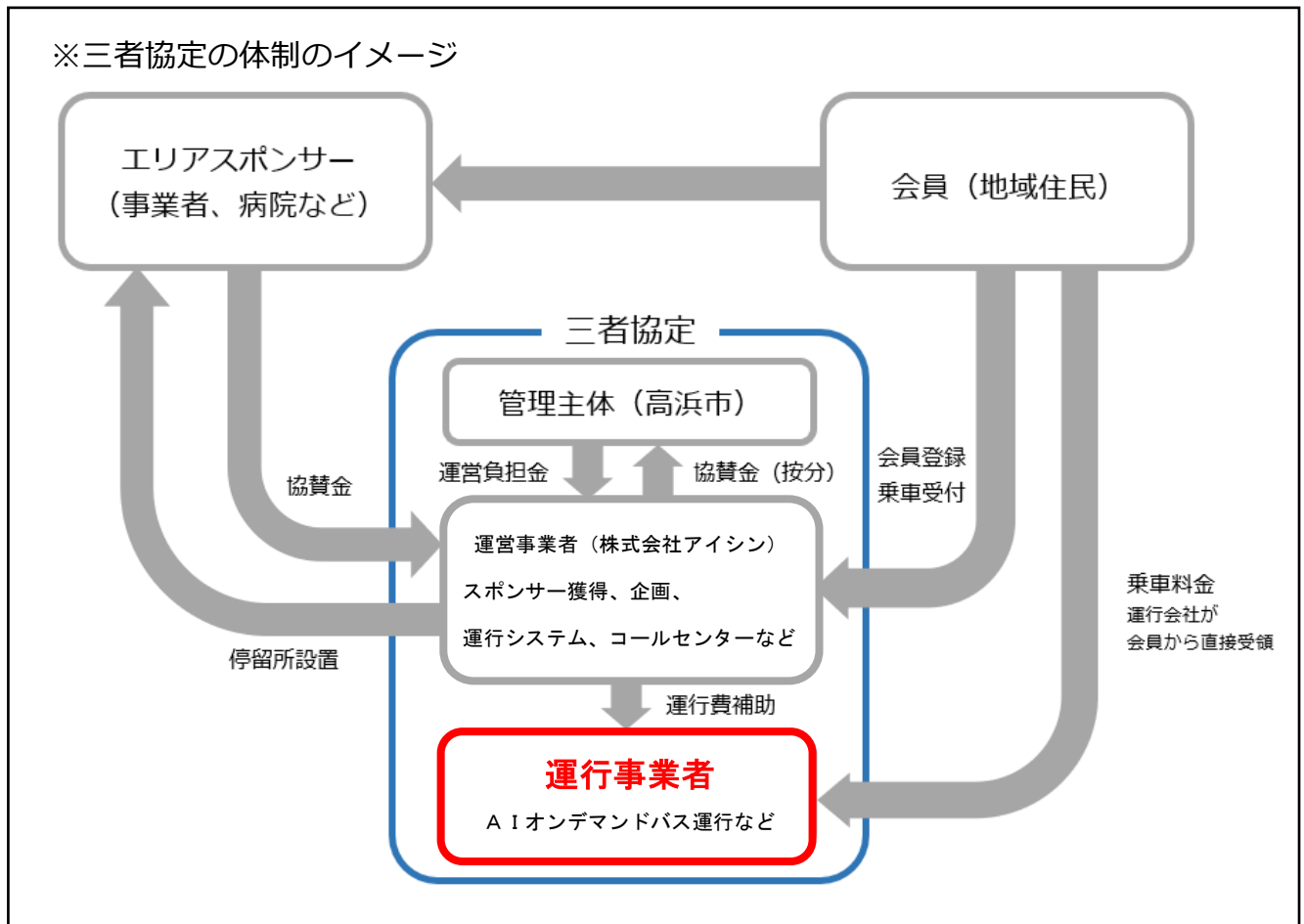
契約締結の日から令和7年3月31日まで

（実証運行期間：令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

3 留意事項

- ・ 本プロポーザルは、高浜市令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じるものである。したがって、高浜市議会において当初予算が否決された場合は、本業務にかかる契約は、締結しないものとする。なお、契約を締結しなかった場合においても、参加者が本事業を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。
- ・ 本業務は、高浜市、AIオンデマンド運行システムを提供する株式会社アイシン（運営事業者）及びAIオンデマンドバスを運行する事業者（運行业務者）の三者が協定を結び実施する三者協定※により行う事業の一部である。

※三者協定の体制のイメージ



第2 プロポーザルに関する事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定するものでないこと。
- (2) 高浜市の入札参加資格を有していること。
- (3) 高浜市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から事業実施候補者として決定を受けた前日まで指名停止措置を受けた場合は資格を失うものとする。
- (5) 高浜市内に車庫及び事務所を有すること。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得し 5 年以上経過している者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立て、

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て、または、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、または、同条第 6 号に規定する暴力団員、もしくは、暴力団員と密接な関係を有していない者であること。
- (9) 国税、または、地方税を滞納していない者であること。

2 スケジュール

内 容	期 日
公募及び質問受付開始	2月 6日（火）
質問受付期限	2月 8日（木） 正午（必着）
質問回答	2月 9日（金）
参加表明書の提出期限	2月14日（水） 午後5時（必着）
参加資格結果通知	2月15日（木）
企画提案書等提出期限	2月21日（水） 午後5時（必着）
企画提案書審査（プレゼンテーション）	2月29日（木）
審査結果通知	3月上旬
協定内容協議	3月以降
協定	4月中

3 実施要領及び仕様書等に関する質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来たす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和6年2月6日（火）から8日（木） 正午（必着）

(2) 質問方法

電子メールで質問書（様式第6）を使用し、上記（1）受付期間に高浜市市民部経済環境グループに提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、件名は「【質問】高浜市A I オンデマンドバス運行業務」とすること。

(3) 回答方法

回答は、高浜市から個別に電子メールにて回答する。

(4) 回答予定日時

令和6年2月9日（金）

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、下記書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1） 1部
- イ 会社概要（様式第2） 8部

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

令和6年2月14日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法・提出先

持参または郵送により、高浜市市民部経済環境グループに提出すること。

注）郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

5 企画提案書等の提出

参加要件を満たした事業者のうち、企画提案書審査を希望する事業者は、下記書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式第3） 1部（社印要）
- イ 企画提案書（様式第4） 8部
- ウ 業務見積書の積算内訳書（様式第5） 8部（原本各1部、写し各7部）

※見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならない場合もある。

(2) 企画提案書の作成要領

ア 別紙「高浜市 AI オンデマンドバス運行業務仕様書」の「事業内容」等を確認したうえで記入をすること。

イ 企画提案書（様式第4）にあるすべての項目について回答をすること。

(3) 企画提案書の提出期限・方法

ア 提出期限

令和6年2月21日（水）午後5時（必着）

イ 提出方法・提出先

持参または郵送により、高浜市市民部経済環境グループに提出すること。

注) 郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

6 確認及び審査方法

(1) 参加資格確認

ア 確認実施者

参加資格確認は、高浜市市民部経済環境グループが実施する。

イ 確認結果の通知

確認結果は、電子メールにて令和6年2月15日(木)に通知する。企画提案書審査の時間は、後日、通知する。

(2) 企画提案書審査

本実施要領に定める参加要件を満たした事業者に対して、高浜市 AI オンデマンドバス運行業務実施事業者選定委員会において企画提案書等の審査を行い、事業の内容に最も適すると認められる事業者を決定する。

ア 選定委員会の構成

委員長	高浜市地域公共交通会議会長
副委員長	副市長
委員	福祉部長
委員	都市政策部長
委員	株式会社アイシン
委員	株式会社アイシン

イ 実施日

令和6年2月29日(木)

ウ 審査・選定方法及び選定結果

- ・ 審査方法は、高浜市 AI オンデマンドバス運行業務実施事業者選定評価基準表(別表1)に基づく評価点により行う。
- ・ 評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した事業者を事業実施候補者とする。
- ・ 最も高い評価点の事業者が複数いた場合は、選定委員会の議決により事業実施候補者を選定する。
- ・ 選定結果については、全ての事業者(辞退者は除く)に対してプロポーザル審査結果通知書(様式第7)にて個別に文書で通知する。
- ・ 審査の経緯及び内容に関する問い合わせ及び、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

エ 注意事項

- ・ 1社あたりの参加人数は4人までとし、責任者は必ず参加すること。
- ・ プレゼンテーションは事業者ごとに行い、非公開とする。
- ・ プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づいて行う。
- ・ おおむね40分程度（提案内容説明を20分、ヒアリングを約20分）とする。ただし、参加者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分を調整することがある。
- ・ プレゼンテーションで使用する機器は、原則、参加者にて全て準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、高浜市市民部経済環境グループで準備するため、使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。

7 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・ 実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・ 期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・ 契約候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・ その他不正な行為があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届（任意様式）」を高浜市市民部経済環境グループに届け出ること。

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（高浜市又は株式会社アイシンが補正等を求める場合を除く。）

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。なお、応募書類は本プロ

ポータルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) その他

- ・ 参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・ 提出書類について、高浜市又は株式会社アイシンより問い合わせを行う場合がある。

8 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と高浜市及び株式会社アイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で株式会社アイシンと運行事業者が契約を締結する。契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本に、高浜市、株式会社アイシン及び運行事業者との三者で協定を締結する。

9 申請書等提出先・問合せ先

提出書類については、高浜市に提出すること。

なお、不明な点等があれば、高浜市又は株式会社アイシンに問い合わせすること。

○高浜市

市民部経済環境グループ

〒444-1398

高浜市青木町四丁目1番地2

TEL 0566-52-1111

FAX 0566-52-1110

E-mail : keizaikankyo@city.takahama.lg.jp

○株式会社アイシン

ビジネスプロモーション部
地域マーケティンググループ

〒448-8605

刈谷市相生町1丁目1番地1

アドバンス・スクエア刈谷8F

TEL 0566-62-8135

FAX 050-3139-1518